

議案第78号

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の一部改正に伴い、適用期間を統一するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和 53 年勝山市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(助成対象者の制限)</p> <p>第 5 条 第 3 条に規定する助成対象者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 助成対象者の前年の所得及びこれらの者の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、その者と生計を同じくする者の前年の所得(1 月から <u>7 月</u>までの医療費に係る一部負担金については前々年の所得 _____)が児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に定める所得制限基準額を超えていないこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(助成対象者の制限)</p> <p>第 5 条 第 3 条に規定する助成対象者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 助成対象者の前年の所得及びこれらの者の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、その者と生計を同じくする者の前年の所得(1 月から <u>10 月</u>までの医療費に係る一部負担金については前々年の所得 <u>(ただし、平成 31 年 8 月から 10 月までは前年の所得)</u>)が児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)に定める所得制限基準額を超えていないこと。</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。